

# 広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



## 4 月号

2018 (平成 30) 年  
No. 163



### 民泊がつなぐ心の架け橋

3月17日、外務省が日本に対する理解を深めることを目的に行っている「カケハシ・プロジェクト」の一環で、日系アメリカ人の大学生と大学院生23名が周防大島町で民泊体験をされました。学生の皆さんは数名ずつ受け入れ家庭に宿泊し、1泊2日で日本の生活を体験。日系人とはいえ日本語はほとんど話せませんでしたが、お互いが身振り手振りを交えて貴重なひとときを過ごされました。(写真は和田の伊藤和弘さん宅で餅つきを楽しんでいる様子です)

# 幸せに暮らせる町づくり

平成30年3月町議会定例会における町長の施政方針を要約してお知らせします。



## 周防大島町長 椎木 巧

私は平成20年11月に周防大島町の2代目の町長に就任し、これまで皆様方からのご支援を賜りながら10年が経過しようとしております。この間には、

地方自治運営の前提条件となる「財政の健全化」を最重要課題として取り組み、そのための行財政改革を推進するとともに、生活関連施設の整備や防災対策、子育て支援の充実等を図ってまいりました。また、農業や漁業、町の固有の財産である豊かな自然、そして先人の築いた偉大な歴史を背景に、「観光交流人口100万人」を目標とする交流人口の拡大にも努めてまいりました。さらには地方創生を追い風に、「ひと」と「しごと」の流れを「交流から定住へ」つなぎ、『だれもが主役になれる町』、そして『幸せに暮らせる町づくり』の実現に向け取り組んでいるところであり、昨年には、念願の観光交流人口100万人を達成いたしました。しかしながら、直面する一番の課題である人口の減少対策は待ったなしの状況であり、子育て環境、教育環境、居住環境の充実を図るなど、定住対策への更なる取組が重要であると考えております。

本町の財政状況につきましては、毎年度改善が図られているところでありますが、財政構造の弾力化においては

悪化の状況も見られ、今後においても、人件費や公債費の減少が特別会計への繰出の拡大等へスライドしてしまうことが予測されます。

また、主要財源である普通交付税においても合併特例法による特例措置が平成31年度で終了することなど、今後の厳しい財政環境を考慮すれば、一度「歳入に見合う歳出」、「基金繰入金に頼らない予算編成」という財政運営の基本に立ち返るとともに、財源投入の大小緩急を誤らぬよう心がける必要があります。そのため、昨年中には「第2次の行政改革元年」の取組いたしましたとして、行政改革推進本部会議による新年度以降の予算編成に向けた事業の見直し検討を行ったところであります。

さて、平成30年度における重点政策につきましては、引き続き「定住対策」、「防災安全対策」、「健康づくり」であります。

### 【定住対策】

急激に進む過疎・少子高齢化などの社会の構造変化やこれがもたらす地域経済の縮小は、政府においても「最大の壁」と称するほどの、我が国全体において深刻な問題であります。

「どのようにしたら人口定住につながられるか」ということは、誠に困難

な課題であります。これまで「教育環境の充実」といたしまして、子どもたちが学びの場である学校生活を快適な環境で送ることができるように、小・中

中学校への空調設置事業を進め、平成31年度には全ての小・中学校において空調設備の整備が完了する予定であります。また「居住環境の充実」においては、移住者を含め若者が定住するための生活基盤の一つである住宅確保を支援する若者定住促進住宅用地整備事業や子育て定住促進住宅建設事業に取り組みしております。「住」というものは定住の重要な条件でありながら定住しようとする者のニーズは多様であることから、遊休町有地等を活用し、選択肢のある、また若者が定住したくなる住宅団地の整備をモデル的に進めているところであります。

私といたしましては、「安定した雇用の創出」、「新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「安心な暮らしを守り連携した地域を創造する」というこれまでの基本目標の達成に向け、「やれることはすべてやる」という意識で邁進してまいります。

### 【防災安全対策】

近年、台風や集中豪雨などの自然災害は規模や頻度も拡大してきており、

自治体への課題は、地域防災力の強化とともに、幅広い対応も求められています。「安全、安心」を確保するための防災対策は喫緊の課題であり、スピード感をもってこれに臨む必要があります。これまで、実効性のある自主防災組織の充実や、「自助」「共助」「公助」の役割分担の意識の向上を図ってまいりました。これからも個人、地域コミュニティ、自治体が連携し、避難行動など本町ならではの防災機能を確立し、地域防災力の強化を図ってまいります。

また、防災対策は自然災害だけでなく、「火災」や「交通安全」、高齢者に対する詐欺行為などの「防犯対策」も増加傾向にあることから、これらも含めた対策が必要であります。

町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、まちづくりを進める上で何よりも大切と考えております。「防災安全対策」に「完全」はありませんが、より「万全」を求めて、「周防大島町でどのような災害が起きようとも一人の犠牲者も出さない」ことを第一に、防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいります。

【健康づくり】

生涯にわたり、社会に参画し、いきいきと人生を送るためには、年齢にか

かわらず、健康で自立した暮らしができることが重要です。それぞれに合った、効率性のある取組を推進していくことが「健康づくり」の施策であります。国においては、妊娠時から子育て時にわたる切れ目のない支援を図るとしてありますが、地方行政においては、更に地域の実情に応じた、地域ならではの取組も重ねる必要があります。医療や介護事業への充実した施策の展開も当然重要ではありますが、これらの健全な運営に資するのは、やはり住む人皆が健康であり続けることであります。自発的な健康づくりへの取組、生活習慣の見直しによる疾病予防、また疾病においては早期発見、早期治療のため、引き続き減塩環境の取組の拡充や健診の受診率向上等に努めてまいります。「健康づくり」の目指すところは健康寿命を延伸させることにあり、そのことが「幸せに暮らすこと」をより強く実感していただけることだと思っております。

こうした3つの重要課題への取組と、地域に密着した事業に、「至誠」と「調和」を意識しながら、果敢に取り組んでまいりますので、皆様のなお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

## 再編交付金で事業を実施しました

平成19年度から「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」第6条の規定により、在日米軍再編による住民生活の安全に及ぼす影響が増大する市町村に対し、公共施設の整備、住民生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業を対象に、国から再編交付金が交付されています。

周防大島町には平成29年度に1億8,431万円が交付され、次の事業を実施しました。

○ 防災に関する事業

- ・ 漁港陸閘整備事業（工事：油宇地区、雨振・両源田地区）  
3,400万円

○ 教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業

- ・ 周防大島町立小中学校空調設置事業（工事：三浦小学校、油田小学校  
設計：沖浦小学校、東和中学校、大島中学校） 3,537万円
- ・ 周防大島町観光振興事業助成事業基金積立 1,896万1千円
- ・ 外国語活動推進事業基金積立 3,197万9千円

○ 福祉の増進および医療の確保に関する事業

- ・ 医療確保対策事業（地域医療の確保対策） 4,000万円
- ・ 医療確保対策事業基金積立 2,400万円



▲漁港陸閘整備事業（油宇）

# 平成30年度当初予算

平成29年度を第二次の行財政改革元年として位置付けて、これまで「周防大島町行政改革推進本部会議」にて協議された事業見直しや「第3次行政改革大綱実施計画」の前倒しにより事業の休廃止を行うなど、一般財源不足に対応する取組を行ってきたところです。

平成30年度の予算については、引き続きこの取組を進めるとともに「幸せに暮らせるまちづくり」のための政策実現と財政健全化、そして地方創生を目指す予算を編成しました。

将来のまちづくりのために、合併特例事業債を財源とした基金を造成し、平成30年度と平成31年度の2年間で10億円の積立を行います。また、子育て世帯の定住促進を図るため、子育て世帯向け定住住宅の建設を行い、さらに、住宅用地を安価に貸し付けすることで、定住人口の増加による地域の活性化を図ります。

## 平成30年度の主な事業 ～「幸せに暮らせる町づくり」の実現に向けて～

### ● 安心して子供を産み育てられる町

子育て世代包括支援センター事業、学校施設長寿命化計画策定事業、中学校校舎新增築事業、スクールバス整備事業、地域連携アシスタント事業、部活動指導員配置事業

### ● 働く意欲の湧き出る町

農業振興地域整備計画策定事業、子育て定住促進住宅建設事業、有害鳥獣捕獲事業、体験交流型観光推進事業、新規就農者確保事業、ニューフィッシャー確保育成推進事業

### ● 自然と環境にやさしい町

家房公衆トイレ新築事業、漁業集落排水施設長寿命化（機能保全）計画策定事業、合併浄化槽設置整備事業、東和片添地区公共下水道事業、久賀・大島地区公共下水道事業、公共下水道長寿命化計画策定事業

### ● 晩年を豊かで安心して過ごせる町

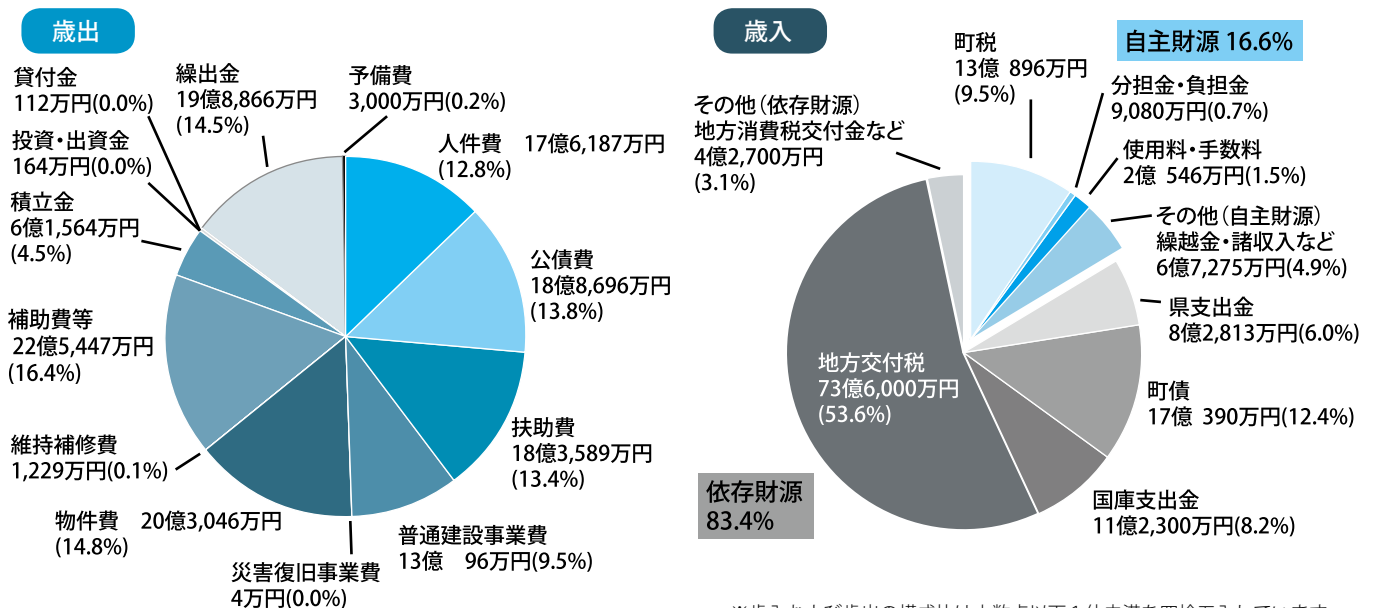
全国瞬時警報システム（J-ALERT）更新事業、給水自動車整備事業、史跡（御舟倉跡）整備事業、服部屋敷整備事業、日本ハワイ移民資料館整備事業、陸上競技場外壁塗装改修事業、耐震性防火水槽整備事業

### ● 次世代に素敵な未来を約束する町

合併地域振興基金積立事業、広島広域都市圏航空写真撮影事業、戸籍（平成改製原附票）電算化事業、コンビニ収納導入事業、道の駅サゼンセトとうわ改修事業、観光PRビデオ製作事業、東和総合センター空調設備等改修事業、定住促進対策事業、空家対策ローン利子補給事業、空家有効活用事業

※平成30年度に実施する主要事業については「町のよさん」と題して、広報紙で随時紹介していきます。

## ◆平成30年度歳入歳出当初予算（一般会計 137億2,000万円）◆



※歳入および歳出の構成比は小数点以下1位未満を四捨五入しています。

## ◆基金の状況

区 分	平成 28 年度末 現在高	平成 29 年度末 現在高 (見込み)	平成 30 年度末 現在高 (見込み)		
一般会計	財政調整基金	56 億 831 万円	55 億 8,339 万円	54 億 9,005 万円	
	減債基金	6 億 361 万円	4 億 5,447 万円	3 億 3,841 万円	
	中山間ふるさと・水と土 保全対策基金	3,113 万円	3,113 万円	3,113 万円	
	まち・ひと・しごと創生基金	3 億 7,738 万円	2 億 9,862 万円	2 億 2,974 万円	
	県収入証紙購入基金	300 万円	300 万円	300 万円	
	奨学資金貸付基金	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	
	土地開発基金	2 億 7,080 万円	2 億 7,082 万円	2 億 7,083 万円	
	ちびっ子医療費助成事業基金	6,803 万円	4,456 万円	2,271 万円	
	観光振興事業助成基金	3,564 万円	4,284 万円	3,138 万円	
	福祉医療費一部負担金助成 事業基金	4,710 万円	3,445 万円	2,208 万円	
	ふるさと応援基金	2,425 万円	2,675 万円	3,895 万円	
	C A T V 加入促進事業基金	2,641 万円	2,298 万円	2,099 万円	
	外国語活動推進事業基金	2,035 万円	2,305 万円	1,509 万円	
	周防大島高等学校通学支援費 給付基金	3,748 万円	2,998 万円	2,349 万円	
	福祉振興基金	2 億 8,106 万円	2 億 8,110 万円	2 億 8,112 万円	
	医療確保対策事業基金	—	2,400 万円	2,401 万円	
	合併地域振興基金	—	—	5 億円	
	特別会計	国民健康保険基金	5,082 万円	9,842 万円	8,429 万円
		介護給付費準備基金	8,436 万円	5,716 万円	988 万円
合 計	75 億 7,973 万円	73 億 3,672 万円	74 億 4,715 万円		

## ◆一般会計・特別会計当初予算

会 計 名	予 算 額
一 般 会 計	137 億 2,000 万円
国民健康保険 事業特別会計	30 億 1,756 万円
後期高齢者医療 事業特別会計	4 億 7,312 万円
介護保険事 業特別会計	34 億 2,261 万円
簡易水道事 業特別会計	3 億 5,618 万円
下水道事業 特別会計	14 億 6,689 万円
農業集落排 水事業特別会計	3 億 773 万円
漁業集落排 水事業特別会計	5,320 万円
渡 船 事 業 特 別 会 計	9,195 万円
合 計	229 億 924 万円

水道事業企業会計	予 算 額
収 益 的 収 入	8 億 5,564 万円
収 益 的 支 出	8 億 4,260 万円
資 本 的 収 入	2,531 万円
資 本 的 支 出	2 億 574 万円

病院事業局企業会計	予 算 額
収 益 的 収 入	59 億 719 万円
収 益 的 支 出	59 億 716 万円
資 本 的 収 入	6 億 610 万円
資 本 的 支 出	9 億 9,730 万円

## ◆地方債の状況

区 分	平成 28 年度末現在高	平成 29 年度末現在高 (見込み)	平成 30 年度末現在高 (見込み)
一般会計	172 億 5,421 万円	167 億 8,019 万円	167 億 5,862 万円
特別会計	148 億 2,928 千円	153 億 5,403 万円	157 億 5,288 万円
簡易水道事業	21 億 4,030 万円	1 億 2,131 万円	2 億 8,159 万円
下水道事業	21 億 7,844 万円	26 億 8,301 万円	33 億 6,564 万円
農業集落排水事業	18 億 1,728 万円	17 億 4,504 万円	16 億 5,310 万円
漁業集落排水事業	1 億 4,065 万円	1 億 3,406 万円	1 億 2,844 万円
渡船事業	0 円	780 万円	780 万円
水道事業企業	—	20 億 535 万円	18 億 4,339 万円
病院事業局企業	85 億 5,261 万円	86 億 5,746 万円	84 億 7,292 万円
合 計	320 億 8,349 万円	321 億 3,422 万円	325 億 1,150 万円

注) 簡易水道事業特別会計の平成 28 年度末現在高については、水道事業企業会計移行分を含んでいます。

町職員の異動 平成30年4月1日付 ( ) 内は旧所属

【部長級】

▼会計管理者 大下崇生(税務課長)  
▼産業建設部長 林輝昭(橋総合支所長)  
▼大島総合支所長 近藤晃(介護保険課長)  
▼橋総合支所長 中村光宏(建設課長)

【課長級】

▼税務課長 藤本倫夫(商工観光課商工観光班長)  
▼契約監理課長 伊藤和也(契約監理課契約監理班長)  
▼介護保険課長 中村晴彦(福祉課生活支援班長)  
▼農林課長 浜野和人(蒲野保育所長)  
▼建設課長 山本正和(社会教育課スポーツ振興班長)  
▼生活衛生課長 中谷範夫(生活衛生課公営住宅班長)  
▼教育委員会総務課長 木谷学(総務課人事行政班長)

【班長級】

▼総務課人事行政班長 梅木義弘(福祉課)  
▼総務課戸籍住基班長 新山満寿美(水道課管理班長)  
▼財政課財政班長 岡原伸二(水道課水道班長)  
▼税務課課税第2班長 松田知亮(財政課財政班長)  
▼税務課徴収対策班長 佐原正幸(税務課)  
▼契約監理課契約監理班長 中富和志(福祉課)  
▼福祉課生活支援班長 神戸和雅(生活衛生課)  
▼商工観光課商工観光班長 田和智博(社会教育課大島地区生涯学習班

長)  
▼商工観光課公共施設管理班長

松村浩(税務課課税第2班長)  
▼水産課水産班長 久保嘉之(商工観光課公共施設管理班長)  
▼生活衛生課公営住宅班長 西村加代子(福祉課)  
▼水道課水道班長 江口光幸(水道課)  
▼水道課管理班長 清水直美(商工観光課)  
▼大島総合支所地域窓口班長 木嶋勇人(政策企画課)  
▼東和総合支所地域窓口班長 枝川和雄(水産課水産班長)  
▼社会教育課スポーツ振興班長 中野賢一(税務課徴収対策班長)

【一般職】

▼政策企画課 吉富和成(健康増進課)  
▼政策企画課 原賀康旗(健康増進課)  
▼総務課 小島太郎(商工観光課)  
▼総務課 鳥村洋人(久賀総合支所)  
▼財政課 村田直樹(建設課)  
▼税務課 内本香織(大島総合支所)  
▼税務課 長久龍夫(商工観光課)  
▼税務課 西元祐輔(社会教育課)  
▼健康増進課 田中和仁(橋総合支所)  
▼健康増進課 後山典子(介護保険課)  
▼健康増進課 河内瑛世(税務課)  
▼福祉課 小川幸治(下水道課)  
▼福祉課 岡崎月子(久美保育所)  
▼福祉課 山根尚幸(農林課)  
▼介護保険課 高木達哉(水産課)  
▼久美保育所 浜田清美(蒲野保育所)  
▼商工観光課 三浦裕子(蒲野保育所)

▼商工観光課 藤本浩之(生活衛生課)

▼商工観光課 仲慶史(農林課)  
▼農林課 青山徳幸(水道課)  
▼農林課 今尾美帆(生活衛生課)  
▼農林課 中村作(総務課)  
▼農林課 山本修平(建設課)  
▼水産課 小磯直紀(農林課)

▼建設課 小田康雄(介護保険課)  
▼建設課 竹本裕一郎(財政課)  
▼建設課 奈良雅人(社会教育課)  
▼生活衛生課 浜元信之(大島総合支所)  
▼生活衛生課 齋藤裕也(総務課)  
▼生活衛生課 広津達也(農林課)  
▼生活衛生課 松尾宇晃(総務課)  
▼生活衛生課 山根幸恵(蒲野保育所)  
▼水道課 松岡尊(社会教育課)  
▼下水道課 緒方崇(政策企画課)  
▼久賀総合支所 江本定弘(生活衛生課)  
▼大島総合支所 瀨崎玲子(介護保険課)  
▼東和総合支所 高橋景子(蒲野保育所)  
▼橋総合支所 村田朋行(水産課)  
▼教育委員会総務課 中野真吾(下水道課)  
▼教育委員会総務課 前田勝博(生活衛生課)  
▼社会教育課 岡元博(東和総合支所)

▼久美保育所 吉田紀美江(蒲野保育所)

▼総務課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

▼建設課 河村亮  
▼福祉課 金平拓真  
▼介護保険課 藤井祐輔  
▼介護保険課

大樂明日海▼水道課 砂田靖志▼下水道課 阿立悠葉▼社会教育課 山本康

【再任用】

▼商工観光課 池元恭司▼日良居出張所 竹本光博▼日良居出張所 迎智可志▼久美保育所 末広良子

【退職】(平成30年3月31日付)

部長級

▼会計管理者 木村秀俊  
▼産業建設部長 池元恭司  
▼大島総合支所長 古崎敏雄

課長級

▼契約監理課長 田村真澄  
▼農林課長 沖村和哉  
▼生活衛生課長 原田正則  
▼教育委員会総務課長 山中和美

班長級

▼総務課戸籍住基班長 生田好晃  
▼大島総合支所地域窓口班長 平本敦子  
▼東和総合支所地域窓口班長 西村幸人

一般職

▼税務課 古本達也  
▼健康増進課 稲村省吾  
▼健康増進課 伊原靖人  
▼介護保険課 中尾直樹  
▼橋総合支所 天河裕俊

技能職

▼生活衛生課 川本茂樹  
船舶職  
▼政策企画課 山本英樹

○病院事業局

▼教育看護師長 神田里枝子（東和病院  
院総看護師長）▼総務部財政課 柏村  
翔（総務部総務課） 中村倫子（新採用）

▼総務部総務課 大森克也（新採用）

○東和病院

▼総看護師長 徳重美江（東和病院副  
総看護師長）▼看護師 二家本美紀（新  
採用）野村茉央（新採用）藤山桃子（新  
採用）小森佳奈（新採用）藤本優加（新  
採用）有坂美和（新採用）増田稜華（新  
採用）中野亜紀（新採用）▼事務室主  
任 井上雄太（総務部財政課経理主任）  
事務室主任 高瀬光司（橋病院事務室  
主任）事務室主任 尾崎孝行（大島病  
院事務室主任）

○橋病院

▼看護師長 平井さとみ（橋病院副看  
護師長）▼看護師 橋本夏海（新採用）  
谷村結生（新採用）▼事務長 青木政  
彦（やすらぎ苑事務長）▼事務長補佐  
安村淳（東和病院事務長補佐）

○大島病院

▼理学療法士 渡邊美彩（東和病院理  
学療法士）▼臨床工学科主任 岩原理  
恵（大島病院臨床工学科士）▼看護師  
山崎未来（新採用）國田心（新採用）  
安村有衣理（新採用）藤會葵（新採用）

井口美南海（新採用）上村恭子（新採用）  
▼事務室主事 小川航也（東和病院事  
務室主事）

○さざなみ苑

▼社会福祉士主任 中河真理（さざな  
み苑社会福祉士）

○やすらぎ苑

▼事務長心得 野坂孝治（橋病院事務  
長心得）

○大島看護専門学校

▼実習調整者 金井布美江（大島看護  
専門学校教員）▼事務長補佐 鈴木武  
史（大島看護専門学校係長）

【退職】（平成30年3月31日付）

▼大島看護専門学校実習調整者 角井里美  
▼大島病院副看護師長 和南城朝子  
▼東和病院看護師 野口亜希  
▼東和病院看護師 大畑英美  
▼橋病院看護師 縄田渉  
▼東和病院准看護師 土山美由  
▼大島病院准看護師 古川奈美  
▼東和病院看護助手 江藤真理子  
▼橋病院看護助手 吉本徳子  
▼大島看護専門学校事務長補佐 森田紀美枝

## 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長について

平成29年度税制改正によりグリーン化特例（軽課）の適用期間が2年延長されることとなりました。

これにより、平成29年4月から平成31年3月までに新規登録（※1）された以下の四輪車等の軽自動車は、新規登録された翌年度分の軽自動車税に限り、軽減税率が適用されます。



（※1）…新規登録とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。初めての新規登録は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

新規登録した期間	軽減適用年度
平成29年4月～平成30年3月	平成30年度
平成30年4月～平成31年3月	平成31年度

### 軽減率と税率

車種	標準税率 (年額)	(1) 税率を概ね 75%軽減	(※2)				
			(2) 税率を概ね 50%軽減	(3) 税率を概ね 25%軽減			
軽自動車	三輪のもの		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上の もの	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
自家用			5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	

(1) 電気自動車および天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx 10%低減）

(2) 軽乗用車（平成32年度燃費基準+20%達成）、軽貨物車（平成27年度燃費基準+35%達成）

(3) 軽乗用車（平成32年度燃費基準達成）、軽貨物車（平成27年度燃費基準+15%達成）

(※2) 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

■問い合わせ 税務課（課税第1班） ☎ 0820（74）1008

# 平成 30 年度から 国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度の安定的な運営のため、平成 30 年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

## ■平成 30 年度からの県と町の主な役割

県の主な役割	町の主な役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政運営の責任主体</li><li>・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</li><li>・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い</li><li>・ 市町村ごとの標準保険税率を算定、公表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 加入者の資格管理 (各種届出の受付、被保険者証の交付等)</li><li>・ 保険給付の決定、支給</li><li>・ 国保事業費納付金を県に納付</li><li>・ 保険税率の決定、賦課、徴収</li></ul>

## ■おもな変更点

### 1. 被保険者証等の様式と更新時期が変わります。

周防大島町では、これまで 10 月に被保険者証を更新していましたが、平成 30 年度からは 8 月に更新します。8 月以降の被保険者証には所属する県名が入り、市町村による資格管理の開始日が入ります。なお、新しい被保険者証等は 7 月中に世帯主宛に送付します。



※被保険者証の交付等は、これまでどおりお住まいの市町村で行います。

### 2. 被保険者証と高齢受給者証が一体化されます。

70 歳以上の被保険者には高齢受給者証を交付していますが、制度改正に伴い、8 月からは被保険者証に一体化され、負担割合が記載されます。

### 3. 国保の資格取得・喪失は県単位となります。

同一の県内なら、転出または転入しても国保の資格は変わりません。ただし、交付者名（市町村名）や保険者番号等が変わりますので、新しい住所地で改めて被保険者証が交付されます。県外の住所に変わった場合は、これまでと変わらず、国保の資格の取得や喪失が生じます。

### 4. 高額療養費の多数回該当について、県単位で通算されるようになります。

同一県内の他市町村への転出等で、世帯の継続性が保たれている場合（転出前・転出後の世帯主が同一の場合）には、平成 30 年 4 月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数が引き継がれ、通算されるようになります。

※多数回該当とは、過去 12 カ月間で高額療養費の対象となった月数が 4 回以上となった場合、4 回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

■問い合わせ 国保資格等・・・健康増進課医療保険班 ☎0820(73)5502  
国保税賦課・・・税務課課税第 1 班 ☎0820(74)1008



しつちよる? やつちよる? 健康づくり!  
 ~「ちよび塩」でおいしく、運動・活動で元気に!~ 61



## 小・中学生の食塩・食事調査を実施しました

食べていないのに太る!?

「人は食べたものを忘れる動物である」東京大学大学院、佐々木敏教授によると、「人は食べたものを1割から2割ほど忘れてしまい、大食いの人ほど食べた量をずいぶん少なく感じてしまう」とか。確かに、つまみ食いやほんの一口食べた物って無意識に忘れていきますよね。『そんなに食べていないはずなのに太る』カラクリはここにあるようです。みなさんにも思い当たる節はありませんか?

### まずは正しく知ること! 小・中学生の食塩摂取の実態

自分が食べている物を正しく把握するのは至難の業。しかも、エネルギー何キロカロリー、食塩何グラム等と具体的にになるとなおさらです。しかし、食生活を改善する上で、自分の弱点である改善ポイントを知ることが重要です。

そこで、次代を担う子どもたちの健康を増進し、ちよび塩を実践するための「小中学生食塩・食事調査」を行い、子どもたちの食習慣の実態を把握しました。その結果、中学生の65%が1日

中学生食塩摂取量 (H29)

食塩摂取量	人数	割合
6g台	5	2%
7g台	12	5%
8g台	18	8%
9g台	45	20%
10g台	65	28%
11g台	38	17%
12g台	23	10%
13g~14g台	17	7%
15g以上	6	3%
計	229	100%

に10g以上の食塩を摂取し、約1割が1日目標準(男8・0g未満、女7・0g未満)の倍近くに当たる13g以上も摂っている事が分かりました。

毎日口にするもので私たちの身体はつくられます。丈夫な身体をつくり、元気に活躍するためにも、食べ物に関心を持ち、食習慣を見直しませんか?

●ちよび塩クイズ  
 中学生の最高食塩摂取量は何gだったでしょう。(答えは19ページに掲載)

①約16g ②約17g ③約18g

■問い合わせ  
 健康増進課 健康づくり班  
 ☎0820(73) 5504

柔道整復師の施術を受けられる方へ  
 ~接骨院・整骨院等のかかり方~

ご存じですか?  
**健康保険が利用できるのは、外傷性のケガの場合だけです!**

国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

接骨院・整骨院で受ける施術には、「健康保険が使える場合」と「使えない場合」が法律により定められています。

健康保険の療養費は、皆さんの貴重な保険料等から支払われます。医療費(保険給付費)の適切な支給のため、適正受診にご協力ください。

#### ■健康保険が使える場合

ねん挫、打撲、肉離れ、骨折、脱臼(応急手当ででない場合は医師の同意書が必要)

#### ■健康保険が使用できない場合の例(全額自己負担)

- ・神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの、病気が原因の痛み
- ・加齢や疲労からくる肩こり、腰痛、脳疾患後遺症などの慢性的症状
- ・スポーツなどによる筋肉疲労

筋肉痛  
 ・症状の改善がみられない、長期にわたる漫然とした施術  
 ・保険医療機関(病院、診療所など)で治療中のものなど

#### ■かかるときの注意事項

- ・施術を受ける前に、負傷原因を正確に伝えましょう。
- ・長期にわたる施術を受けても痛みが続く場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ・領収書は必ずもらいましょう。
- ※領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください
- ・同一の負傷について、同時期に外科・整形外科の治療と柔道整復師の施術を受けた場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担(保険が使えない)となります。
- ※不適切な請求が行われた場合、被保険者の皆さんも不利益を被ることがありますので、注意事項を守って正しく利用しましょう。

#### ■その他(お願い)

治療内容について保険者または町よりお尋ねすることがあります。適切な療養費の支給に向けて、施術日や施術内容等を照会させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ  
 健康増進課 医療保険班  
 ☎0820(73) 5502

# 平成 30 年度の保育関係事業を紹介します

## ①保育料を軽減しています（継続）

### ★保育料同時入所 2 人目以降無料化事業（継続）

同一世帯の就学前児童が町内の保育所に 2 人以上同時に入所する場合、保育料の負担は 1 人目のみとなり、2 人目以降は無料とする保育料同時入所 2 人目以降無料化事業を継続実施します。

### ★町の単独事業で保育料の減額を行っています（継続）

平成 30 年度の町保育料と国の基準保育料との比較は表のとおりです。

（単位：円）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		3 歳未満児【3 号認定】			3 歳以上児【2 号認定】		
階層区分	定 義	国基準保育料		町保育料	国基準保育料		町保育料
		保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方	保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第 2 階層	町民税非課税世帯	9,000	9,000	4,700	6,000	6,000	3,000
	町民税非課税世帯（第 2 子）	0	0	0	0	0	0
	町民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
第 3 階層	48,600 円未満	19,500	19,300	13,600	16,500	16,300	11,500
	48,600 円未満（第 2 子）	9,750	9,650	6,800	8,250	8,150	5,750
	48,600 円未満（ひとり親世帯等）	9,000	9,000	4,350	6,000	6,000	3,000
第 4 階層	48,600 円以上 97,000 円未満	30,000	29,600	21,000	27,000	26,600	18,900
	48,600 円以上 57,700 円未満（第 2 子）	15,000	14,800	10,500	13,500	13,300	9,450
	48,600 円以上 77,101 円（ひとり親世帯等）	9,000	9,000	4,700	6,000	6,000	3,000
第 5 階層	97,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,900	31,100	41,500	40,900	29,000
第 6 階層	169,000 円以上 301,000 円未満	61,000	60,100	37,000	58,000	57,100	34,800
第 7 階層	301,000 円以上 397,000 円未満	80,000	78,800	47,000	77,000	75,800	36,700
第 8 階層	397,000 円以上	104,000	102,400	61,100	101,000	99,400	47,800

※町民税の課税額により決定します。

4 月～8 月分の保育料は平成 29 年度の町民税額、9 月～3 月分までは平成 30 年度の町民税額。

※所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等の第 2 子以降の児童が入所する場合、所得割課税額 57,700 円未満の世帯の第 3 子以降の児童が入所する場合、保育料は無料となります。

※修正申告をしたときや、家庭の事情などが変わったとき（再婚・離婚など）、保育料が変わることがありますので、福祉課へお届けください。

### ★多子世帯保育料等軽減事業（継続）

第 3 子目以降の児童が入所する場合、階層区分により保育料の軽減を行っています。

階層区分	保育料月額	階層区分	保育料月額
第 2～4 階層	無 料	第 5～8 階層	半 額

### ★保育料の軽減（国基準保育料からの軽減）

本町では、町単独による保育料の減額（上記基準額表）、多子世帯保育料等軽減事業、保育所同時入所 2 人目以降の保育料を無料にすることで、国の基準保育料と比較して総額 5,878 万 9 千円（軽減率 52%）の減額を行います。

## ②保育所英語講師派遣事業を実施しています（継続）

町内の全保育所を対象に年間 24 回、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする保育所英語講師派遣事業を継続実施します。

◆問い合わせ 福祉課（福祉事務所） ☎ 0 8 2 0 （ 7 7 ） 5 5 0 5

# 民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度（さいせいこもんせいど）」が岡山県で誕生しました。

このことに由来し、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定め活動を行っています。



▲認知症についての研修を受講する  
橘地区民生委員・児童委員

## ■民生委員・児童委員とは

民生委員法ならびに児童福祉法により国（厚生労働大臣）から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」のために様々な活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

定期的に会議や研修会を開催し、資質の向上に努めています。

## ■主任児童委員とは

児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、家庭・学校・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆様の心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、111名の民生委員・児童委員と8名の主任児童委員が活動しています。困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には、公務員と同等の守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■問い合わせ 福祉課 ☎0820（77）5505

5月1日～6月30日

## 全国一斉大麻・けし撲滅運動

大麻、植えてはいけないけしを発見した場合  
や見分け方が分からないときは…

■柳井健康福祉センター

☎0820（22）3631

■周防大島幹部交番

☎0820（72）0110

麻薬の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。

けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、麻薬成分を含んでおらず観賞用として植えても良いのですが、「セティゲルム種」、「ソムニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は麻薬成分を含んでおり、勝手に植えてはいけません。

また、大麻（あさ）も麻酔性の成分を含んでいるため、勝手に植えることはできません。

なお、平成27年度は、期間中に県下122カ所において、約18,000本もの植えてはいけないけしが発見されました。

### ■セティゲルム種、 ソムニフェルム種 の見分け方



- 全体が白っぽい緑色である。
- 葉のまわりの切れ込みが浅く、つけ根が茎を抱きこんでいる。
- 一重咲きの花は、花びら4枚で、色は赤、桃、紫、白などがある。また、多数の花びらがついた八重咲きの花もある。

### ■ハカマオニゲシ の見分け方



- 花の色が深紅色である。
- 花の下に4～8個のハカマ（苞葉：ほうよう）がある。
- 花びらの基部に黒紫色の斑点がある。

### ■大麻の見分け方



- 葉にノコギリ状の切れ込みがある。
- 葉は3～9枚の小葉が集まり手のひらのような形をしている。

## ダニが媒介する 感染症の予防について



病原体を有するマダニやツツガムシにかまれると、感染症にかかることがあります。マダニやツツガムシは、特に春から秋にかけて活動が活発になります。屋外で活動するときには、次のことに注意しましょう。

### 【予防策等】

- ①ダニに咬まれないことが重要です。
- ②山や野原の他、公園、住宅地の庭などにもダニがいることがありますので、剪定や草取り等の際には注意してください。
- ③やぶや草むらなど、ダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴下・靴を着用等、肌の露出を少なくすることが大切です。
- ④屋外活動後にはダニに咬まれていないか確認してください。帰宅後すぐに服を着替えたり、体をシャワーで洗い流すと有効です。
- ⑤やぶ等で、犬や猫などの動物にダニが付くことがあります。除去には、目の細かいクシをかけると効果的です。ダニ駆除薬もありますので獣医師にご相談ください。
- ⑥吸血中のダニに気がついた際には、できるだけ医療機関で処置してください。（自分でダニをつぶさないようにしてください）
- ⑦ダニに咬まれた後に、発熱等の症状があった場合は、医療機関を受診してください。

## 蚊が媒介する 感染症の予防について



デング熱、ジカウイルス感染症および日本脳炎等の蚊を介した感染症は、ウイルスをもった蚊に刺されることよって起こります。蚊を介した感染症の流行地域を訪れるときは、十分に注意し、予防対策を行うとともに、国内であっても日ごろから蚊の対策を心がけるようにしましょう。もし、流行地域から帰国し、発熱、倦怠感等の症状がある場合には、医療機関を受診し、医師に渡航先等を伝えてください。

蚊を介した感染症は、蚊に刺されないための対策が大切です。予防策として、次のことに注意しましょう。

### 【予防策等】

- ①流行地域では、長袖、長ズボンの着用や、蚊の忌避剤の使用により、蚊に刺されないように注意しましょう。
- ②特に、蚊が多く発生する夕方から夜間にかけて外出する場合や、草むらなどに入る場合などは、蚊に刺されないように注意してください。
- ③ジカウイルス感染症については、妊婦の方の流行地への渡航を控えてください。やむを得ず渡航する場合は、主治医と相談の上で、厳密な防蚊対策を講じることが必要です。

### ■問い合わせ

山口県柳井健康福祉センター健康増進課  
☎ 0820 (22) 3631

みかんちゃんの

## ごみの出し方講座

## 「粗大ごみ」

周防大島町では、「粗大ごみ」は屋外湯沸器（ボイラー）、オルガン、ミシン（台付）、マッサージ機（大型）、デスクトップ型ワープロ、太陽熱温水器、電気給湯器、スプリング入マットレスの8品目のみだよ。これ以外の大型のごみは、周防大島町では「粗大ごみ」には分別しないから気を付けてね。ただし、屋外湯沸器、太陽熱温水器、電気給湯器は取り外しを業者に依頼した時は処分も業者に依頼してね。

「粗大ごみ」は、有料ステッカー（2,160円）を各総合支所または各出張所で購入して、これを貼り付けて「粗大ごみ」の収集日にごみ収集ステーションに出してね。収集日は年数回しかないから、「ごみ収集カレンダー」で確認してね。

家庭から出る「燃やせるごみ」以外の一般廃棄物は、周防大島町環境センター（西安下庄大泊）へ自身で直接持ち込むことができるよ。「粗大ごみ」を持ち込む場合は、有料ステッカーはいらないけど、重量に応じて処理手数料がかかるよ。持ち込める時間等も決まっているので、事前に環境センター（☎ 0820 - 77 - 0333）に電話連絡してね。



「みかんちゃん」は、周防大島町の3R推進マスコットキャラクターです。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎ 0820 (79) 1012

# 農地の無断利用を防ごう！

農地の売買・貸借・転用には許可が必要です！

平成30年度より、農地の管理等に関する事務が県から町に権限移譲され、施策の一体的推進や事務処理期間の短縮が図られます。

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、町長の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。

農地を青空駐車場として利用する場合や農業用施設を建てる場合、景観用の桜やクヌギを植林する場合なども転用になりますので許可が必要です。

ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合は許可が不要です（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）。

## 表彰

### ◆大島郡体育協会表彰

・体育功労賞

中原鉄男さん（家房）

〈大島郡陸上競技協会〉



## 農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

### ① 町長の許可

（農地が4ヘクタール以下の場合）

町長の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して町に提出してください。

### ② 農林水産大臣の許可

（農地が4ヘクタールを超える場合）

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。なお、この場合は、許可申請に先立ち事前審査を受けることができます。

## 農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

### ① 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。（農用区域の確認は、役場農林課へお問い合わせください。）

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

### ② 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

## 許可なく貸借や転用をしたら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を利用すると耕作権の保護や権利移転などの法律行為が無効になります。また、農地法に違反することになり、違反転用の場合は町長が工事の中止や原状回復などを命ずることができます。

農地の権利移転や転用に係る許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ 周防大島町農業委員会事務局（役場久賀庁舎農林課内）

☎0820（79）1002

# ありがとう、 蒲野保育所

## 66年の歴史に幕

昭和27年4月1日、蒲野村立として産声を上げた蒲野保育所は、66年にわたり856名もの卒園生を送り出してきました。しかし、近年の少子化により入所する子どもが激減し、開設当初は65名の定員で受け入れ、賑わいをみせていましたが、近年は十数名の入所者で推移し、平成29年度は6名となっています。公立保育所として地域とともに歩み、子どもたちを育ててきた蒲野保育所は、平成29年3月末をもって惜しまれつつ閉所となりました。

### 最後の卒園式、 そして閉所式

うらかな春の日差しが降り注いだ3月28日、蒲野保育所において最後の卒園式と閉所式が挙行されました。

式には保護者や地域の方々も多数出席。最後の卒園生となった佐々井梨歩さんはお別れの言葉で、たくさんの思い出に声を詰まらせつつ、在園児やご両親、先生方、地域の方々へ感謝の気持ちを伝えました。

また、閉所式で椎木町長は「集団保育や運営面でも存続が厳しくなった。長年、地域の皆様には、わが事のように支えていただいた」と閉園までの経緯と地域の方々へ感謝の言葉を述べました。

式では園児全員に証書が手渡され、慣れ親しんだ保育所に別れを告げました。



▲「たくさんの思い出を胸に1年生になります」とあいさつする佐々井さん



### 蒲野保育所のあゆみ

- ◆ 昭和27年4月1日  
蒲野村立蒲野保育所として開設される
- ◆ 昭和30年1月15日  
町村合併により大島町立となる
- ◆ 昭和44年4月1日  
蒲野幼稚園と統合する
- ◆ 昭和62年4月1日  
幼年消防クラブ結成
- ◆ 平成16年10月1日  
大島郡4町が合併し周防大島町立となる
- ◆ 平成30年3月31日  
閉所

春

・入所式（4月）



◆おもな諸行事（抜粋）

・親子遠足（4月）



夏

・玉ねぎ収穫（4月）

・お泊り保育（7月）



・プール遊び（7月）

・サタフラにも積極的に  
参加しました（8月）



・小学校保育  
所合同運動会  
（9月）

◆閉所に寄せて

大島中学校1年

岡原明良

僕は、兄弟弟の7人きょうだいです。みんな、蒲野保育所へ通っていました。閉所の事を聞いた時はビックリしたのと、さみしい気持ちになりました。蒲野保育所は、少人数でしたが地域の方や三蒲小学校との交流も多く、家族のような温かい保育所でした。小学生になっても、蒲野保育所との合同運動会など、色々な思い出が沢山あります。蒲野保育所が閉所になるのはとても残念ですが、保育所での沢山の思い出は僕の一生の宝物になると思います。



右上は三蒲の浜で記念撮影、左上はおゆうぎ会の写真とともに昭和40年代の写真。右下は平成14年のどんど焼き。左下は平成17年の発表会の様子。

昭和63年卒園保護者

亀本正美

子供たちが卒園して何十年も過ぎ、当時のことを思い返してみると、いろいろな思い出が脳裏に浮かんできます。

子供の保育所への送迎時、母親同士がいろんな話で盛り上がったこと。愛育会のお世話をした時、皆さんに参加協力してもらったこと。最後の卒園式の挨拶の時涙したこと。

それから、長女の参観日のメニューが焼きそばで、なかなか喉を通りませんでした。時間をかけて最後まで食べたという思い出もあります。

地区から保育所がなくなりさびしくなりますが、これまで保育所に携わってこられた方々、保育士さん、長い間本当にお疲れ様でした。

岩国高等学校3年

中本夢乃

先日、久しぶりに保育所の前を通りました。

園庭を見ながら、鉄棒で逆上がりの練習をしたことや、滑り台の近くでこけて怪我をしたことなどを思い出し、とても懐かしい気持ちになりました。

保育所に通った6年間には、嬉しかったこと、楽しかったこと、叱られたことなど、色々なことがありましたが、私にとって、どれも大切な思い出です。

蒲野保育所で先生や友人と過ごした時間は宝物です。本当にありがとうございました。

◆閉所にあたり

蒲野保育所長 浜野和人

昭和27年4月の開所以来、地域の方々に親しまれ、また、皆様の献身的なご協力とご支援により、66年の長きにわたり856名の園児を小学校へ送り出してきました。

しかし近年、少子化が進み入所園児が著しく減少し、やむなく平成29年度をもって閉所することになりました。

私は在任2年の短い期間でしたが、発表会や運動会など、園児の頑張っている姿が昨日のことのように思い起こされます。

在園児におかれましては、4月からそれぞれ違った環境になりますが、ここでの教えを教訓として、何事も頑張ってください。

閉所までの間、ご尽力ご協力を賜りました地域の皆様方、保護者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。



・卒園式(3月)



・防火杭を設置しました(3月)



・クリスマス会(11月)

・どんど焼き(1月)

冬

・三蒲地区  
合同避難訓練  
(11月)



・発表会(12月)

秋



・地域の方の協力で焼き芋を食べました(11月)

# 生涯学習講座ご案内

教育委員会主催

受講には事前の登録が必要です。  
各問い合わせ先にお申し込みください。

## はつらつ講座

期間	平成30年5月～平成31年3月
回数	6回（その内、研修視察1回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の60歳以上の方
内容	健康に関する講座、身体に関する講座、 人権に関する講座、音楽の講演、その他、 研修視察旅行（参加条件あり）等
会場	大島文化センターほか

### 問い合わせ

大島公民館 ☎ 74 - 3800 F A X 74 - 3999  
oshimakoyoi@town.suo-oshima.lg.jp



昨年度の生涯学習講座の様子

## かがやき塾

期間	平成30年5月～平成31年3月
回数	8回（そのほか、特別講座2回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	土と農と生きがいと、歌とギターのコ ンサート、革の小物作り、感情のコントロ ール法、視察研修旅行、人権に関する話、 落語、しめ縄作り、健康に関する話
会場	東和総合センターほか

### 問い合わせ

社会教育課 ☎ 78 - 2205 F A X 78 - 5067  
syakai@town.suo-oshima.lg.jp

## 悠遊教室

期間	平成30年5月～平成31年3月
回数	8回（その内、研修視察2回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の60歳以上の方
内容	研修視察旅行、人権に関する講座、健康 講座 等
会場	久賀総合センターほか

## 生涯学習講座

期間	平成30年5月～平成30年12月
回数	3回予定
年会費	無料
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	「3人の講師による人生100年プラン としての終活講座」 ・想いを伝えるエンディングプラン ・人生の最晩年をハッピーに過ごすため の終活講座 ・任意後見契約・法定後見制度とは
会場	久賀総合センターほか

### 問い合わせ

久賀公民館 ☎ 72 - 2271 F A X 72 - 0491  
kukakoyoi@town.suo-oshima.lg.jp

## おれんじ倶楽部

期間	平成30年5月～平成31年2月
回数	5回（その内、研修視察1回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	研修視察旅行、金魚ちょうちん製作体験、 ポーセラーツ、和紙ちぎり絵、お菓子作 り
会場	橘総合センターほか

### 問い合わせ

橘公民館 ☎ 77 - 0100 F A X 77 - 1673  
tachibanakoyoi@town.suo-oshima.lg.jp



# ●地域づくり活動支援事業について

町では、平成30年度に地域づくりを目的とした事業を行う団体にに対し、予算の範囲内で活動を支援するための補助金を交付する事業を実施します。

## ■対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で3年度認定を受けた事業は除く）

## ■対象事業

- ① 新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業
- ② 地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業
- ③ 住民参画による地域づくりの機運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業

## ■補助金額

一団体への支援は、事業費の9割以内とし、新規の活動や小規模な活動を立ち上げ、実施するスタートアップ支援事業については上限20万円、活動の定着・自立化を図るステップアップ支援事業については上限を50万円とします。

### 平成29年度の地域づくり活動支援事業を活用した取組

#### スタートアップ支援事業（新規の活動や小規模な活動の立ち上げ・実施）

団体名	事業名（事業概要）
山口県東部海域にエコツーリズムを推進する会周防大島支部	エコツーリズムの推進・白木半島エリアの自然環境の保全
油字を美しくする会	油字地区みんなで参画できる憩いの場作り

#### ステップアップ支援事業（活動の定着・自立化を図る）

団体名	事業名（事業概要）
周防大島を有機の島にする会	周防大島の子どもたちへの安心安全な「食」の提供
NPO法人 ふるさと里山救援隊	久賀地区棚田再生事業～周防大島全域への展開を視野に地域創生のトップステージへ～
NPO法人 島スクエアプラス	持続できる小規模菜園農産物流通システムの構築～付加価値づくりと交流環境づくり～
安下庄海の駅を目指す会	世界へ発信する海の駅 - 次世代に繋ぐ -

支援限度額に事業規模を合わせる必要はありません。  
 ※補助金額は、審査の結果により減額となる場合があります

す。なお、平成31年2月末までに事業が終了するようにしてください。  
 ※募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所ですてきますので、ご応募ください。  
**■募集期限** 5月11日(金)必着  
**■問い合わせ** 政策企画課 0820(74)1007

# ●文化振興事業について

町では平成30年度に、教養・文化に対する意識を高め、豊かな感性と創造性を育むことを目的とした事業を行う団体に対し、文化の振興に資するための補助金を交付する事業を実施します。

## ■対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で3年度認定を受けた事業は除く）

## ■対象事業

- ① 地域文化の振興と地域文化の創造を図る事業
- ② 地域文化に親しむ環境づくりを育成する事業
- ③ 地域文化の高揚を図り、住民参加型の文化振興に資する事業

## ■補助金額

一団体への補助金は、対象事業費の9割以内とし、上限を20万円とします。  
 ※補助金額は、審査の結果により減額となる場合があります。なお、平成31年2月末までに事業が終了するようにしてください。  
 ※募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所ですてきますので、ご応募ください

### 平成29年度の文化振興事業を活用した取組

団体名	事業名（事業概要）
島ミュージカル制作・実行委員会	島の歴史と伝統を活かしたミュージカルの制作および上演を通じての地域の文化振興
宮本常一資料保存研究協議会	本町の竹細工の制作技術および町内外の竹細工製品のパネル展示や竹細工に関する文化講演会の実施
ふるさと学習会	学習会を中心に講師の講話や現地学習の実施
周防読書塾	随想小冊子を発行し郷土の貴重な歴史的事象を掘り起した
光峰流吟道大島教室	詩吟を通じて仲間づくり、地域づくりに取り組んだ

さい。  
**■募集期限** 5月11日(金)必着  
**■問い合わせ** 社会教育課 0820(78)2205

ほうでえ～

ありゃ～のう

# 周防大島町の話題



▶園児や関係者に見送られて初荷が出發しました



▶東京の大田市場でPR活動を行う椎木町長と吉村組合長

## ゆめほっぺ出荷はじまる トップセールスも

ゆめほっぺ(せとみ)の選果が久賀のJA山口大島柑橘選果場で始まり、3月15日、初荷出発式が行われました。

せとみは清見と吉浦ポンカンを掛け合わせて育成された山口県オリジナル柑橘で、せとみの中でも糖度13・5度以上、酸度1・35%以下のものを「ゆめほっぺ」として出荷しています。

今年は、寒波前の一斉採収や徹底した貯蔵管理により高品質に仕上がっており、昨年並みの220トンの出荷を見込み、4月中旬まで県内をはじめ京阪神、長野、福岡の市場へ向けて出荷されます。

また、初荷の出荷にあわせ、3月17日には東京の大田市場において、椎木町長とJA山口大島の吉村組合長が産地を代表してPR活動を行うトップセールスを行いました。ゆめほっぺは「しあわせはこぶ春みかん」のキャッチフレーズで売り出しており、濃厚な味わいと独特の食感市場でも好評で、消費者からの商品の引き合いも年々増加しています。販売金額は2年続けて1億円を突破しており、JA山口大島では平成35年までに生産量を現在の2倍となる500トンを目指しています。

## 神代桜 1000年のロマン

樹齢2000年ともいわれ、日本三大桜の一つにも数えられる山梨県北杜市にある国の天然記念物、山高神代桜の子桜が周防大島に寄贈されることになり、3月18日、瀬戸公園で記念の植樹祭が開かれました。

これは、この桜の持つ太古の力を周防大島にも根付かせたいと、有志の方々が発案。

この桜の桜守で子桜を育成している三枝基治さんに依頼し、その熱意を伝え実現したもので、高さ1.5mほどの子桜が瀬戸公園と、屋代ダム公園に1本ずつ植えられました。

周防大島の山高神代桜が人々の手から手へ、百年、千年と受け継がれ、たくさんの人の心を和ませます大きな桜になってほしい…。壮大なストーリーに夢は膨らみます。



▶桜守の三枝さんから育成の手ほどきを受けました



## 町東部の拠点 東和庁舎が完成

町東部地域の拠点となる東和庁舎が平野の東和総合センターそばに完成し、4月1日、関係者らの出席のもと開庁式が行われました。

東和庁舎は軽量鉄骨造2階建て1階には役場東和総合支所、2階には教育委員会総務課と学校教育課が入り、東和地域の窓口と教育行政の本部事務所として広く利用されます。

▲テープカットで完成を祝う(左から)西川敏之教育長、椎木巧町長、荒川政義町議会議長、久保雅己町議会議長、総務文書主任委員



## 「想いつなげる春」サザン・セト大島少年サッカー大会

3月5日、柳井地区広域消防本部において、人命救助の協力者表彰が行われました。

表彰されたのは山近義人さん（久賀）で、去る1月25日、町内の温泉施設で他の入浴客から浴槽に男性が沈んでいることを知らされ救助にあたられました。発見時は全身蒼白で、意識も呼吸も認められなかったため、山近さんはすぐに心肺蘇生法を開始。約3分後に水を吐き呼吸を取り戻し、救急車が到着するまでは、意識を失わないよう声をかけ続けました。山近さん自身初めての心肺蘇生法の実施でしたが、迅速かつ的確な行動で、男性は無事退院し社会復帰されました。



▶西岡則之消防長から表彰状を授与された山近さん

春の訪れを告げる第22回サザン・セト大島少年サッカー大会が、3月29日から3日間の日程で行われ、今回も愛知県や福岡県など遠方のチームを含む48チームが参加し交流を深めました。

期間中は天候に恵まれ、各チームとも好ゲームを展開。決勝戦は松茂スポーツ少年団リベルテSC（徳島県）と東広島四十雀サッカークラブリトルテット（広島県）の対戦となり、2対0で松茂スポーツ少年団リベルテSCが初優勝を飾りました。

▲優勝した松茂スポーツ少年団リベルテSCと椎木町長（後列左）

## 地域おこし協力隊員 山崎千寿のしましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

27

周防大島町定住促進協議会  
☎0820 (74) 1007

3月6日、株式会社モノサスのサテライトオフィスの開所式とお披露目会が地家室にて行われ、お手伝いを兼ねてお邪魔してきました。

サテライトオフィスとは本社と別の場所に設置する小規模なオフィスのことです。都会にいくなくても同じ仕事ができるIT関連企業などがサテライトオフィスを地方に設置する事例が増えています。

モノサスはウェブサイト制作事業等をしている企業で、副社長の永井智子さんがお母様のご実家を改修してオフィスをされました。永井さんご自身、昨年の3月から東京を行き来しながら地家室での生活を始めていらっしやいます。私はまだオフィスが内装工事途中の時期に壁を塗るのをほんの少し手伝わせてもらったこともあり、完成を楽しみにしていました。

私にとっては今まで馴染みがなかった地家室ですが、地元の方と準備やお



▲除幕式を行い開所を祝いました

話をして1日過ごすうちにすっかり地家室ファンになってしまいました。すぐそこにある海、プラネタリウムのよいうな星空、魚釣りから帰ってくるおじいちゃんの姿……。こちらでは当たり前の風景や近所の人との何気ないやりとりがこれから来る社員さんの仕事の疲れを心地よいものにするかもしれません。今後、働き方の選択肢が広がり、周防大島にこういったオフィスが増え、島の仲間が更に増えることを願います。

今回の海掃除は5月19日(土)午後4時30分から立岩海水浴場で行います。島々々々半島ツアーの参加者さんとおしゃべりしながらゴミ拾いしましょう。

【P9ちよび塩クイズ答え ③約18g】子どもの好きなカップラーメンやインスタント食品、スナック菓子には高食塩のものも多くあります。栄養成分表示を確認し、選んで購入しませんか？



お知らせのコーナー

募集

地域包括支援センター

臨時職員募集

資格および募集人員

介護支援専門員・保健師の  
いずれか 若干名

勤務内容

介護予防支援業務（ケアプ  
ラン作成業務等）

勤務条件等

月曜～金曜（祝日を除く）  
午前9時～午後5時  
※勤務日、勤務時間につい  
てはご相談に応じます。

採用期間

5月1日(火)～10月31日(水)

採用期間については、10月  
31日までですが、勤務成績が  
良好で引き続き勤務する意欲  
のある方については、期間を  
更新することがあります。

面接等 別途通知します。

申し込み方法

4月25日(水)必着で履歴書を  
郵送もしくは持参してくださ  
い。

申し込み・問い合わせ

〒742-2803

周防大島町土居1325

1 周防大島町役場日良居庁  
舎内

介護保険課地域包括支援セ  
ンター

☎0820(73)5506

周防大島町病院事業局

非常勤職員募集

職種および募集人員

事務職員（教員補助） 1名  
（59歳以下、性別不問）

勤務先

大島看護専門学校

採用予定年月日

応相談

勤務内容等

看護学校運営に関する事務処  
理業務

勤務日等

平日 午前9時～午後3時

※学生の長期休暇（夏休み等）  
中の勤務はありません。

受付期間

4月27日(金)まで

平日8時30分～午後5時15分

申し込み方法

履歴書（市販可）を郵送もし  
くは持参してください。

試験方法 面接試験

申し込み・問い合わせ

〒742-2106

周防大島町小松1388-6

周防大島町病院事業局総務部

総務課

☎0820(74)2332

※詳細につきましてはお問い合  
わせください。

柳井圏域手話奉仕員養成講座

（入門課程・基礎課程）受講者募集

聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を  
深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する  
ことを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話  
奉仕員養成講座』を開講します。

◆開催日時（予定）

第1回	6月2日(土)	9:10~15:40
第2回	6月16日(土)	9:30~16:40
第3回	6月30日(土)	9:30~16:40
第4回	7月14日(土)	9:30~15:30
第5回	7月21日(土)	9:30~16:40
第6回	8月4日(土)	9:30~15:30
第7回	8月25日(土)	9:30~15:00
第8回	9月8日(土)	9:30~16:40
第9回	9月22日(土)	9:30~15:30
第10回	10月6日(土)	9:30~16:40
第11回	10月20日(土)	9:30~16:40
第12回	11月10日(土)	9:30~16:40
第13回	11月24日(土)	9:30~15:30

※全日程受講者には修了証を交付します。

※詳細な講座内容は、受講決定者に別途お知らせし  
ます。

場所 柳井市文化福祉会館

定員 25名程度（先着順）

受講料 無料（ただしテキスト代等実費負担あり）

募集期間 5月25日(金)まで（定員になり次第終了）

申し込み・問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505

**周防大島町奨学生募集**

周防大島町奨学資金貸付規則により、次のとおり奨学生を募集します。

■対象

高校生（向学心に富み、経済的な理由により就学することが困難な人）

■募集人員 若干名

■貸与額 月額2万円

■申し込み方法

周防大島町教育委員会（総務課）または久賀・大島・橘の各公民館に備え付けの貸与願およびその他必要書類を添えてお申し込みください。

■返還方法

卒業後1カ年を経過した翌月から、貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦または半年賦で返還していただきます。

■申込期限

5月15日(火)までに周防大島町教育委員会（総務課）または久賀・大島・橘の各公民館へお申し込みください。

■問い合わせ

教育委員会総務課  
☎0820(78)0700

**語学留學生募集**

夏休み期間中に「フィリピンセブ島」での語学留學生を募集します。

■研修先

フィリピン セブ島

■研修期間

8月5日(日)～8月18日(土)

(予定)

■対象者

高校（公立・私立）または高等専門学校の1～3学年に在学する生徒で、いずれも町内に住所を有し、英語学習に意欲をお持ちの方。

■募集人数 8名

■参加費用

経費（約30万円）の内、15万円を上乗せし、町から補助します。（別途、海外旅行保険・旅券取得費用等自己負担あり）

■募集期間 5月21日(月)まで

■応募方法

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■選考方法

応募者多数の場合、教育委員会において選考会を開き、第一次選考（書類・作文）第二次選考（日本語および英語による面接）を経て研修生を決定します。

■申し込み・問い合わせ

教育委員会総務課

☎0820(78)0700

**お知らせ**

**軽自動車税の減免制度のお知らせ**

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている方には、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月31日(木)です。

なお、減免のできる自動車は1人の障害者につき普通自動車を含め、1台に限られます。詳しくは、税務課または柳井県税事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ

○軽自動車税  
税務課 課税第1班  
☎0820(74)1008

○自動車税  
柳井県税事務所  
☎0820(23)2121

**山口自死遺族の集い  
クローバー**

大切な方を自殺で亡くされたご遺族が、自身の体験や想

いを安心して語り合いわかちあう場です。

■日時

毎月第3土曜日（8月・12月を除く）  
午後1時30分～3時30分  
（受付）午後1時～1時30分

※終了後、希望者によるフリータイムを設けています。

■場所

防府総合庁舎（防府市駅南町13・40）

■参加費

無料（茶菓子代として200円ご協力をお願いします。）

■問い合わせ

山口県精神保健福祉センター  
☎0835(27)3480

※初めて参加される方は、電話でお問い合わせください。

**催し**

**島のくらしをおすすめ  
春コース**

●いちご大福づくり

■日時

5月2日(水)  
午後1時～4時

・場所 大島地区実施者宅  
・体験料 1500円

**特設人権相談所**

日時 5月2日(水) 午前9時30分～正午  
場所 大島庁舎  
相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題  
相談員 人権擁護委員  
問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

・受入人数 5～6人  
・募集締め切り 4月20日(金)

申し込み多数の場合は抽選となります。  
また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局（農林課内）  
☎0820(79)1002

## ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください

周防大島町では、家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため「家庭児童相談室」を設置し、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、ひとり親家庭等に対し総合的な自立支援を行うため、母子・父子自立支援員による相談もお受けしています。

### 家庭児童相談

(家庭相談員の相談支援内容)

0歳から18歳までの子どもさんに関する心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じています。

～こんな問題を抱えていませんか？～

- 生活・情緒・生活習慣などの悩み
- ことばの遅れ、学習の遅れなど
- 学校、保育所(園)などの生活で困った態度、不登校など
- 乱暴、家出、夜遊びなどの非行の悩み
- 子どもとの関わり方がわからない、いらいらしてつい叩いてしまう等の養育上の悩み
- 家族関係の悩み

※子どもに関することなら、何でもご相談ください。

※必要に応じて児童相談所、教育委員会、健康増進課等と連携しています。

※ご本人で家族からだけに限らず学校、保育所(園)、近所のみなさまからのご相談にも応じています。

### ひとり親家庭の相談

(母子・父子自立支援員の相談支援内容)

ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている様々な悩みごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスを行います。

- 配偶者との死別、未婚、離婚などによるひとり親家庭の生活に関する相談全般
- 利用できる各種手当、制度に関する相談全般
- 子どもの高校・大学等の修学費用や父母の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- 資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

※相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。

※訪問などで不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。電話や手紙などでも相談できます。

### ■受付窓口および問い合わせ

福祉課(福祉事務所) ☎0820(77)5505  
受付時間(平日のみ)午前8時30分～午後5時15分



## 架空請求サギのハガキにご用心を!

詐欺ハガキが大流行しています!

今年は十数年ぶりの大流行の年で、山口県内で爆発的に詐欺ハガキの相談が増えています。

雰囲気や内容が似ているハガキが届いたら、相手方に連絡する前にご相談ください。

### 代表的なおかしな点

- ① 裁判の通知は封書「特別送達」で送られてきます
- ② 訴訟の相手や内容について書かれていません
- ③ 訴訟の取り下げは訴えた人にしかできません
- ④ 最終期日が短すぎます

内容すべてがまったくのデタラメでつじつまが合いません。文面は時期によって微妙に変わるので、おおよそこのハガキに雰囲気が似ていると感じたら消費生活センターにご相談ください。

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(ワ)285 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年1月16日

法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関3丁目2番10号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5877-8505  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

ご相談は… 柳井地区広域消費生活センター ☎0820(22)2125

農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができま

す。仮に80歳前に亡くなられた

場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

○税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。



この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

◆問い合わせ  
・周防大島町農業委員会（農林課）  
☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）  
☎03（3502）3942

http://www.nounen.go.jp/  
・山口大島農業協同組合本所  
または各支所

やない警察署 だよ

平成30年山口県警察視閲式の開催

■日時 5月12日(土) 午後2時から  
※一部アトラクションは、午後1時から  
■場所 山口きらら博記念公園（山口市阿知須）  
■行事内容

- (1) 視閲式  
徒歩部隊・車両部隊による分列行進を行います。
  - (2) アトラクション
    - 警察音楽隊によるミニコンサート
    - 白バイによる傾斜走行
    - 管区機動隊による訓練
    - 警察車両、ヘリコプターの展示
    - 子供免許証作成 等
- ※ 荒天時は一部中止します。



■問い合わせ 山口県警察本部警務部警務課  
☎083（933）0110

平成30年度出張年金相談 《予約制》

■開設場所 久賀総合センター  
■開設日 毎月第3火曜日  
■開設時間 午前10時から正午まで  
午後1時から4時まで

■予約 相談希望日の前月1日から受け付けています。  
※年金手帳、年金証書、振込通知書等、本人であることを確認できるものを必ずご持参ください。本人以外の方が相談される場合は、身分証明書（運転免許証等）と本人からの委任状が必要となります。

■申し込み・問い合わせ  
岩国年金事務所  
☎0827（24）2222

## 金曜日はえん歌の島で歌合戦

昨年、周防大島が「カラオケの島」として大いに盛り上がった「ふるさとオーディション」。第2回目となる今年は5月4日(金)に開幕いたします。

日本を代表する作詞家である星野哲郎先生のふるさと周防大島を舞台にカラオケ歌合戦を繰り広げ、見事優勝されたチャンピオンは「島のスター」として歌手デビューが約束された歌の祭典です。昨年優勝した初代チャンピオンの柳秀基さんには、すでに島のスターとして様々なイベント会場でステキな歌声をご披露いただいております。また待望のデビュー曲「巖門」のリリースに向けて着々と準備が進んでいます。

さて、今年の予選開催日は5月～6月(春予選)と9月～10月(秋予選)の毎週金曜日となります。金曜日のカラオケ歌合戦ということで「キンカラ」の愛称で親しんでいただければ幸いです。

大会初日となる5月4日(金)は、特別に道の駅サザンセットとうわの特設ステージで開催します。ゲストには柳秀基さんを芸名「岳三ひろし」さんとしてお迎えし、気になるデビュー曲を初披露いただきますので、皆さんの温かいご声援をお願い申し上げます。

ここで、今大会からの新たな企画を2つ紹介させていただきます。1つ目は歌唱部門に加えて、衣装や振り付けなどを審査する「魅せま賞」を設けます。2つ目としては、周防大島町民の皆さん限定参加による予選大会「シマカラ」を企画しています。こちらは5月～10月に毎月一度、月末金曜日の午後6時より開催する予定です。毎月の成績上位者は10月末に開催される「シマカラ代表戦」へ出場、そこで代表となる2名を選出して「ふるさとオーディション決勝大会」に出場いただけます。

このような新企画を通じて、より多くの皆さんにお楽しみいただける大会になることを期待しています。

今年も皆さんの素晴らしい歌声で「カラオケの島」を盛り上げていきましょう！

### ■予選大会(キンカラ)

【日程】5月～6月と9月～10月の毎週金曜日(正午～)に開催

【会場】竜崎温泉、グリーンステイながうら  
片添ヶ浜温泉 遊湯ランド

### ■月間大会(2次予選)

【日程】以下の月末土曜日

(5月26日・6月30日・9月29日・10月27日)

【会場】道の駅サザンセットとうわ

### ■決勝大会

【日程】11月25日(日)

【会場】橘総合センター

### ■問い合わせ

(一社)周防大島観光協会 ☎0820(72)2134

## お大師堂めぐり歩け歩け大会

■日時 4月29日(祝日)

午前9時30分～午後4時

■受付 午前9時～

■スタート会場 すば一く大島(西屋代)

※当日受付もあります

■内容 大島八十八か所霊場の内、屋代平野に点在しているお大師堂をご家族の方などと一緒に、巡っていただきます。

※軽トラマーケットも同時開催します。出店車募集中。(軽トラ500円、その他軽自動車1,000円)

※申し込み締切日4月20日(金)まで

■問い合わせ (一社)周防大島観光協会 ☎0820(72)2134



竜崎温泉温水プール指導日  
(4月21日～5月20日)

実施日	
4月	24日(火)、25日(水)、26日(木)、27日(金)
5月	9日(水)、10日(木)、11日(金)、15日(火)、17日(木)、18日(金)

- ・65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。
- ・指導時間は午前10時～午後3時30分です。
- ・実施日等は事情により変更することがあります。

■問い合わせ 介護保険課 地域包括支援センター  
☎0820(73)5506

ワンテーマディスカッションを  
開催しています

町民の皆さんが積極的に町政運営に参画する仕組みとして、町長自らが町民の皆さんのところに出向き、自由な雰囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会「町長と意見交換会(ワンテーマディスカッション)」を実施しています。10月から3月までに開催された意見交換会は表のとおりです。



▲2月27日浮島地区での意見交換会の様子

開催日	場所	テーマ
2月27日	浮島	浮島の定住対策と漁業振興について

◆問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班  
☎0820(74)1007

元気ですか？  
お気遣い保師です

いつまでも住み慣れた家で暮らし続けるために

春うららかな季節となりましたが、いかがお過ごしですか。

先月、厚生労働省から、「健康寿命」が発表され、男性は72・14歳、女性は74・79歳でした。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。平均寿命は男性80・98歳、女性87・14歳ですので、健康寿命と比較すると、男性は約9年、女性は約12年の差があります。人生の最期まで健康に暮らしたい、自分らしく生き生きと毎日を過ごしたい、という思いは、誰もが願うことです。そのためには、早いうちから介護予防に取り組み、健康寿命を平均寿命に近づけていくことが重要です。

長い人生においては、病気などが原因で、医療や介護が必要な状態になることがあるかもしれません。皆さんは、そういつたとき、どんな生活を送りたいと思いますか。地域に出て話を聞くと、よく「その時になってみないと分からない」と言われることがあります。しかし、医療や介護の現場では、「その時」に、本人の気持ちから分らず、家族が戸惑う場面が多くみられています。

周防大島町保健師

松本 可奈子

(周防大島町地域包括支援センター)

周防大島町では、医療や介護が必要になったとき、いつまでも住み慣れた家で自分らしい暮らしを続けていただくために、在宅医療推進協議会を設置しています。

昨年度は「元気なときから将来のことについて、ご家族と話をしたい」という思いを込めて、パンフレットを作成し、9月の広報と一緒に配布しました。まだ見ていない方や、内容を詳しく知りたい方は、気軽に声をおかけください。

私たちは、すべての町民の方々が人生の最期までその人らしく生活できるように、健康のこと、将来のことについて、地域に向き、一緒にお話をしたいと思っています。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。何かお困りごとがありましたら、いつでもご相談ください。

■問い合わせ  
地域包括支援センター

☎0820(73)5506



4 月	
21 日(土)	
22 日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 おげんきクリニック ☎74-2490)
23 日(月)	
24 日(火)	
25 日(水)	
26 日(木)	育児相談 (10:00～11:30 しまとびあスカイセンター)
27 日(金)	
28 日(土)	
29 日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 嶋元医院 ☎74-2310) お大師堂めぐり歩け歩け大会 (9:00～受付 すばーく大島 (西屋代))
30 日(月)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 川口医院 ☎78-0306)
5 月	
1 日(火)	
2 日(水)	特設人権相談所 (9:30～12:00 大島庁舎)
3 日(木)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 安本医院 ☎73-0822)
4 日(金)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 山中クリニック ☎72-0152)
5 日(土)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 おげんきクリニック ☎74-2490)

6 日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 川口医院 ☎78-0306)
7 日(月)	ちよび塩の日 PR 活動 (17:00～19:00 ウォンツ周防大島店)
8 日(火)	
9 日(水)	
10 日(木)	
11 日(金)	育児相談 (10:00～11:30 日良居庁舎) こころの相談会 (10:00～12:00 【要予約】) 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504
12 日(土)	
13 日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 安本医院 ☎73-0822)
14 日(月)	1歳6か月児健康診査 (13:00～13:30 (受付) 日良居庁舎)
15 日(火)	育児相談 (10:00～11:30 久賀福祉センター)
16 日(水)	
17 日(木)	
18 日(金)	
19 日(土)	島くらす海そうじ (16:30～17:30 立岩海水浴場)
20 日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 嶋元医院 ☎74-2310)
健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820 (73) 5504	

《 5 月の柳井健康福祉センター 定例保健事業 》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	9 日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	9 日(水)	10:00～10:30
HIV抗体検査	9 日(水)	14:00～16:00

相談内容	実施日	時間
発達クリニック	10 日(木)	13:00～16:00
心の健康相談	15 日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	25 日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター ☎0820 (22) 3631

このコーナーはPDF版では掲載していません。

**【訂正】**

広報30年3月号19ページに掲載しました新東和庁舎の住所が誤っておりましたので次のとおり訂正しお詫び申し上げます。

〈誤〉周防大島町大字平野 246-44

〈正〉周防大島町大字平野 269-44

**人の動き**（4月1日現在）※増減は対前月比

人口	16,561人	(89人減)
男(日本人)	7,541人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉          増：出生 4人          転入 61人小計 65人          減：死亡 36人          転出 115人小計 151人</small>
女(日本人)	8,935人	
外国人	85人	(3人減)
世帯数	9,319戸	(36戸減)

**周防大島町交通事故発生状況**  
(平成30年2月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
3	0	3
前年比		
+1	±0	+1

物損事故件数		
件数	前年比	増減
58	+19	

このコーナーはPDF版では掲載していません。

## やぐば窓口通!信 こんなときどうするの?どうなるの?⑧

### 【ご質問】

住所が変わったので住民票が必要になりました。どうしたらいいですか?

### 【お答え】

住民票は、総合支所・出張所の窓口で交付しています。本人確認資料（写真付きであれば1種類、写真付きでなければ2種類）と手数料（1通200円）を持って窓口にお越しください。同じ世帯でない方が来られる際には委任状が必要です。

また、住民票の記載事項のうち「住所」「氏名」「生年月日」「性別」は記載されていますが「本籍・筆頭者」「世帯主・続柄」「個人番号」「住民票コード」は原則として記載省略になっています。使用目的によってはこの4項目の記載が必要になりますので提出先に必要な内容をよく確認して申請して下さい。なお、この4項目を記載するには本人からの申し出が必要です。

■問い合わせ 久賀総合支所 ☎(79)1000 大島総合支所 ☎(74)1001  
東和総合支所 ☎(78)1110 橘総合支所 ☎(77)5500